

事務連絡  
令和5年2月14日

指定障害福祉サービス事業所等 御中

沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課事業指導支援班

指定障害福祉サービス事業所等における電子申請システムの各種届出等手続きの  
保存期間について

みだしのことにつきまして、令和5年1月1日より事業者の負担軽減及び事務作業の  
効率化に資するため届出等の諸手続きを電子申請にて、ご対応いただいているところ  
です。電子申請における保存期間を下記によりお知らせいたします。

記

【留意事項】

電子申請システムの各種届出書の保存期間：5年

- 1) 届出書の申請日から5年を経過すると閲覧や参照等はできない。
- 2) 各種届出書は事業所での保存が基本ですので、届出に関するエクセルファイル・PDF等の電子媒体の随時保存や、紙資料での保存を行って対応ください。

沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課 事業指導支援班  
TEL：098-866-2190  
メール：aa029017@pref.okinawa.lg.jp